

# 秋田県市町村合併支援プラン

平成 1 3 年 1 2 月

秋田県市町村合併支援本部

# 目次

<b>第1</b>	<b>市町村合併に対する支援について</b> .....	<b>1</b>
<b>第2</b>	<b>支援プラン策定の方針</b> .....	<b>2</b>
1	趣旨.....	2
2	構成.....	2
3	対象地域.....	2
4	支援策類型.....	2
5	今後の取組.....	3
6	フォローアップ.....	3
<b>第3</b>	<b>支援プラン</b> .....	<b>4</b>
1	基本的な市町村合併支援策.....	4
(1)	合併支援のための国庫補助事業及び県単独事業の優先的配慮等.....	4
(2)	合併協議会等に対する調査・研究費補助.....	4
2	関係部局の具体的な支援策.....	4
(1)	快適な暮らしを支える社会基盤の整備.....	4
	道路の整備.....	4
	住環境の整備.....	4
(2)	豊かな生活環境の創造.....	5
	上水道の整備.....	5
	下水道等の整備.....	5
	情報通信の整備.....	5
(3)	生涯にわたる保健・医療・福祉の充実.....	6
(4)	教育・文化の充実.....	6
(5)	新世紀に適応した産業の振興.....	6
	農林水産業の振興.....	6
	商工業の振興.....	7
(6)	まちづくり支援.....	8
3	市町村合併の広報・啓発.....	8
(1)	市町村合併啓発リーフレットの配布.....	8
(2)	各部局による市町村合併の広報・啓発.....	8
4	市町村合併支援窓口.....	8
(1)	各部局の窓口.....	9
(2)	インターネットを活用した窓口.....	9
<b>第4</b>	<b>市町村の取組</b> .....	<b>10</b>

## **第 1 市町村合併に対する支援について**

本県においては、平成 13 年 7 月 9 日に知事を本部長、副知事及び出納長を副本部長とする「秋田県市町村合併支援本部」を設置し、市町村合併に関する取組を本格的に行うための体制を整えたところである。

地方分権体制が整備されていくことによって、住民に身近な総合行政を行う市町村の役割はますます大きくなっていく。そのためにも市町村の行財政基盤を強化していくことは必要不可欠である。

今後、ますます複雑・多様化していくであろう行政需要に対して、もはや小規模な団体ではその対応が困難となることが予想されるため、市町村合併によってその規模、能力を強化していくことが課題である。

その上で、支援本部は、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成 17 年 3 月までに多くの市町村が合併できるよう積極的な支援を行う必要がある。

各部局にあっては、各市町村行財政の現状を勘案しつつ、市町村合併に関する取り組みを地方行政に関する重要事項と認識したうえで、それぞれ連携を深めながら市町村合併支援プランを策定し、市町村による自主的な合併の支援を行うこととする。

## **第2 支援プラン策定の方針**

### **1 趣旨**

支援プランは、市町村合併による新しいまちづくりに対する支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

### **2 構成**

支援プランは、基本的な市町村合併支援策、関係部局の具体的な支援策、市町村合併の広報・啓発、市町村合併支援窓口で構成する。

### **3 対象地域**

上記2の市町村合併支援策については、原則として、次に掲げる市町村を対象地域とする。

#### **(1) 平成17年3月までに合併した市町村**

【支援策：国庫補助事業及び県単独事業の優先的配慮等】

#### **(2) 県が合併重点支援地域に指定した市町村**

【支援策：協議会等が行う調査・研究のための事業に対する財政支援】

### **4 支援策類型**

支援プランは、次に掲げる施策パターンを参考として、現時点において考えられるものをまとめたものである。

#### **(1) 調査・研究の支援**

必要となる調査、研究、研修等について支援を行う。

#### **(2) 計画策定等の支援**

必要となる計画の策定、改正等について支援を行う。

**(3) 補助事業等における優遇措置**

国庫補助事業及び県単独事業の採択について優先的に配慮するとともに、その他の県支援策についても検討する。

**(4) 地域指定等における配慮**

各種施策において地域指定等を行う場合は、特別な配慮を行う。

**(5) 市町村を単位として枠配分等がされている施策の継続措置**

補助金等が市町村を単位として枠配分等されている場合、当面の間、合併関係市町村分の配分合計額を合併市町村の配分額とする。

**(6) 小規模又は人口減の市町村を対象とする施策の継続措置**

小規模又は人口減の市町村が採択又は加算の対象となる場合、当該市町村が合併をする場合でも同等の措置を講ずる。

**(7) 公共的団体等の統合整備支援**

合併特例法第16条第8項に規定する公共的団体等の統合整備が円滑に行われるよう支援する。

**(8) 関係条例の改正**

区域変更に伴い従前の条例の内容が適用できなくなる場合、条例を改正する等の措置を講ずる。

**(9) その他の特別措置**

以上に掲げるほか、行政サービスの維持・向上、格差是正等を図るために、各種施策において特別な措置又は配慮等を行う。

## **5 今後の取組**

各部局は、今後さらなる支援プランの拡充に向けて検討を行うものとする。

## **6 フォローアップ**

支援本部は、支援プランのフォローアップを行う。各部局は、支援プランの実施状況について、支援本部に対して報告を行う。

## **第3 支援プラン**

### **1 基本的な市町村合併支援策**

#### **(1) 合併支援のための国庫補助事業及び県単独事業の優先的配慮等**

合併市町村において実施される市町村建設計画に基づく事業について、国支援プランに掲げる国庫補助事業のうち、特に重要と思われる事業については、優先的に配慮する。また、国支援プランに掲げられていない国庫補助事業のうち、重要と思われる事業についても同様とする。

さらに、県単独事業についても優先的に配慮するほか、その他の県支援策についても検討する。

#### **(2) 合併協議会等に対する調査・研究費補助**

協議会等による合併に関する調査・研究のための事業に対して、県補助金を交付する。

### **2 関係部局の具体的な支援策**

支援本部は、当面次の分野に係る施策を講ずることにより、対象地域における総合的かつ計画的な整備を推進するものとする。また、支援策の実施に支障が生じることのないよう、施策の内容に応じ、適切な措置を行う。

#### **(1) 快適な暮らしを支える社会基盤の整備**

##### **道路の整備**

車社会の進展による道路交通の役割の拡大に伴い、公共施設等の拠点を連絡する道路や市街地の骨格を形成する都市計画道路などの幹線道路、身近な生活道路の整備充実を図る。

##### **ア 市町村を支援する道路整備**

合併市町村の産業の活性化、住民生活の利便性の向上のため、合併市町村の内外あるいは地域間・地域内拠点を結ぶ基幹道路やアクセス道路等の整備を行うほか、住民生活の安全性確保等のための道路環境の整備を行う。

##### **イ 都市計画道路の整備**

都市景観に応じた都市計画道路の整備を行う。

##### **住環境の整備**

景観にも配慮し、地域の特性に適合した魅力ある居住環境の形成を目指す。

ア 合併に伴う公共住宅の整備

市町村の合併に伴い、公営住宅等の公共賃貸住宅の再編・統廃合を行う場合に、必要となる新規の住宅供給、建替事業、改善事業、関連公共施設整備等について、優先的配慮又は重点投資を行う。

イ 公営住宅の建替え等の促進

合併を視野に入れた集約・統廃合による合理的な住宅の整備を促進するため、合併関係市町村においては、集約・統廃合のための用途廃止を行えることとするとともに、跡地について有効に活用する。

ウ 合併市町村内の住宅団地の整備に対する支援

合併市町村内において、集落再編整備等を目的とした住宅団地整備のための事業について、積極的に支援する。

## (2) 豊かな生活環境の創造

### 上水道の整備

水道は生活基盤施設のうち重要なもののひとつであるため、合併に伴う水道施設の再編・統廃合を積極的に進める必要がある。

ア 水道施設整備事業

合併に伴う水道施設の再編・統廃合を行い、経営基盤の強化を図る。

### 下水道等の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消を図るため、下水道等の整備を推進する。

ア 下水道と他の污水处理施設との共同利用の促進

合併する場合、複数の污水处理施設が共同で利用する污泥処理処分施設等の整備を下水道事業により行うなど、他の污水处理施設との広域的共同処理を促進する。

イ 農業集落排水施設等の整備の促進

污水处理施設整備の立ち遅れた地域において、合併関係市町村間の污水处理施設整備水準の均一化を図るため、優先的配慮を行う。

ウ 公共下水道等下水道の普及の促進

合併市町村の公共下水道等下水道の普及を促進する。

### 情報通信の整備

IT社会の到来に当たり、情報通信基盤の整備により、行政、医療、福祉、産業、文化等の日常生活に関わる分野において、IT化による地域振興策の推進を図る。

ア 地域イントラネット基盤施設整備事業

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与、合併関係市町村間で地域情報化に対する取組状況に差があったこと等から生じているデジタル・デバイドの是正、合併に向けたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共

通化や更新等を目的とするハード整備のため、重点的な支援を行う。

イ 情報通信システム整備促進事業

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与、合併関係市町村間で地域情報化に対する取組状況に差があったこと等から生じているデジタル・ディバイドの是正、合併に向けたIT面の環境整備としての市町村のシステムの統一等を目的とするソフト整備等のため、重点的な支援を行う。

**(3) 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実**

今後とも進行する高齢化に対応するため、介護保険事業の広域化を検討するとともに、施設整備による多様な介護保険事業のニーズへの対応を図る。

ア 介護保険広域化支援

介護保険事業の広域的な取組について検討する。

イ 介護保険施設整備事業

介護保険施設の広域的整備・活用を支援するとともに、在宅生活が困難な高齢者の身体的・精神的な健康の維持・向上を図るため、状態に応じた各種施設の整備について優先的に配慮する。

**(4) 教育・文化の充実**

学校施設の整備を図り、教育環境の向上に努めるとともに、国民体育大会関連施設整備事業の継続措置を講ずる。

ア 公立小・中学校校舎等の新・増築事業

公立小・中学校の統合により必要となる校舎又は屋内運動場の新・増築について優先的に配慮を行う。

イ 第62回国民体育大会市町村競技会場施設整備事業

合併関係市町村当たりの限度額の合計額を合併市町村の限度額とすることにより、事業の継続措置を行う。

**(5) 新世紀に適応した産業の振興**

**農林水産業の振興**

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、生産基盤の整備充実、生産性の向上を図る。

ア 広域営農団地農道整備事業

農業振興地域内で県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき実施され、生産団地と生産団地、生産団地と集出荷センター等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹となる農道の整備について優先的に配慮する。

イ 一般農道整備事業

個々のほ場間やほ場と集落等を結ぶ基幹的な農道の整備について優先的に配慮する。



#### ウ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用揮発油税の減免措置の身替わりとして、個々のほ場と集出荷施設の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹的な農道の整備について優先的に配慮する。

#### エ 農村振興総合整備事業

地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係部局と連携を図りつつ地域の多様なニーズに応じた農村基盤整備と農村環境整備の総合的な整備について優先的に配慮する。

#### オ 水産物供給基盤整備事業

漁港施設や魚礁漁場等の整備水準の均一化を図るための漁港・漁場の一体的な整備について優先的に配慮する。

#### カ 漁村総合整備事業

生活環境の整備水準の均一化を図るための漁業集落排水処理施設、集落道、広場等の整備について優先的に配慮する。

#### キ 漁港関連道整備事業

漁獲物等の円滑な輸送、市場統合の促進のための漁港と幹線道路等を結ぶアクセス道路のための整備について優先的に配慮する。

#### ク 林道開設事業

広大な森林地域を開発、管理する骨格的林道である広域基幹林道及び直接的に林業経営に必要な林道で森林施業の効率化等に効果を発揮する普通林道の開設について優先的に配慮する。

#### ケ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

既設林道や公道を峠越しで連絡する林道の開設等を実施することにより、森林と集落、市場等を結び、効率的な森林整備の推進と地域の振興を支援するため、優先的に配慮する。

#### コ 林業地域総合整備事業

生活環境施設の整備水準の均一化を図るため、林業等の林業生産基盤の整備と一体的に立ち遅れた山村地域の生活環境基盤整備の総合的な実施について優先的に配慮する。

### 商工業の振興

個性ある地域の自立した発展と活性化を促進するため、中心市街地の商業等の活性化、企業の産業技術の高度化や産業集積の活性化等を図る。

#### ア 中心市街地活性化による商業の振興

合併市町村については、合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画を策定することを認めるとともに、合併予定市町村が連携して策定することを奨励することにより、中心市街地の整備改善及び商業等の活性化と市町村合併に向けた環境整備の促進を図る。

#### イ 特定産業集積活性化

特定中小企業集積活性化促進地域の対象地域内の外の市町村が合併した場合に不利にならないように配慮することにより、合併の促進と産業集積活性化施策の円滑な促進を図る。

### (6) まちづくり支援

新市町村が一体化することにより地域全体を魅力ある開かれたまちとするため、また、農山漁村と都市のネットワークの構築によりそれぞれの良さを互いに享受しあうとともに、地域特性の再発見、住民の地域への誇りや愛着の醸成を図るための支援を行う。

#### ア 将来構想、振興計画の策定

合併の効果を活かした広域的なまちづくり、地域づくりが可能となるよう、合併後の将来ビジョンについて、そのあり方、策定ノウハウ等の調査を実施し、各地域の取組を促進する。

## 3 市町村合併の広報・啓発

市町村合併においては、住民や市町村の主体的な取組が不可欠であり、そのメリットや必要性についてテーマをわかりやすく設定し、県民の理解を一層深めていくことが極めて重要である。したがって、各部局は、適宜市町村合併の広報・啓発に取り組むものとする。

### (1) 市町村合併啓発リーフレットの配布

市町村合併についての理解を深めてもらうための啓発リーフレットの配布

### (2) 各部局による市町村合併の広報・啓発

ホームページによる啓発

広報誌及び情報誌による啓発

研修会等開催の際の支援プランに掲げる施策等の紹介及びパンフレットの配布

## 4 市町村合併支援窓口

啓発資料の配付、市町村合併に関する情報提供等による県民への市町村合併の啓発とともに、支援プランに基づいた支援策の紹介やその具体化についての相談、又は、市町村合併の進展に伴う所管施策に関する不安、懸念等についての相談等に対応するため、各部局が連携・協力して、下記のとおりそれぞれ窓口を設置するものとする。

## (1) 各部局の窓口

各部局の窓口を次のとおり設置し、パンフレット等の啓発資料を備える。

総務部	総務課
企画振興部	市町村課
健康福祉部	福祉政策課
生活環境文化部	県民文化政策課
農政部	農業政策課
林務部	林業政策課
産業経済労働部	産業経済政策課
建設交通部	建設交通政策課
出納局	会計課
教育庁	総務課
企業局	総務課
県警本部	警務課

## (2) インターネットを活用した窓口

市町村課ホームページにおいて、支援本部に関する情報提供を行う。

各部局においては、相互のホームページにおいて各部局所管の合併に関する情報を掲載する。

## **第4 市町村の取組**

市町村においては、住民に対し、合併に関する積極的な情報提供を行うとともに、合併の意義や重要性等についての理解を深め、合併を視野に入れた将来の地域づくりについて、積極的な検討を行うことが急務である。

また、自主的合併に向けた支援策が随時拡充されていることから、合併推進市町村はこれらの施策を有効に活用することが望まれる。